

入間市から 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

埼玉県からの
お知らせ

医療機関への受診方法とPCR検査等無料化事業のご案内

問い合わせ 健康管理課（健康福祉センター内 ☎ 2966-5511）

■発熱などの症状がある場合の医療機関への受診方法

埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム

<https://flu-search.pref.saitama.lg.jp/>



埼玉県では、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ両方の診療を行い、必要な検査を行う医療機関（関連する医療機関等で検査を行う場合も含む）を「埼玉県指定 診療・検査医療機関」として指定、公表しています。

発熱などの症状がある場合には、上記 URL または QR コードから該当する医療機関の連絡先や受付時間等を確認し、**事前に必ず予約のうえ**受診してください。医師の判断により必要に応じて、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの検査などを行います。

診療・検査医療機関を受診する際の注意事項

- 他の症状の患者と接触しないように発熱患者専用の受付時間を設定しています。必ず事前に電話連絡をしてから受診してください。
※事前連絡をしないで医療機関に行っても、受診できないことがあります。
- 検査は、医師が必要と認めた場合に限り行われ、漠然とした不安がある、陰性証明がほしいという理由での検査はできません。
- 診療のみを行い、検査は連携する医療機関等へ引継ぐものも含んでおります。
- 受診の際はマスクを着用し、医療機関の指示に従ってください。

ホームページが見られないなど、お近くの「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の連絡先が分からない場合には次のお問い合わせ先にご相談ください。

埼玉県受診・相談センター	電 話 048-762-8026 ファクス 048-816-5801	受付 午前9時～午後5時30分 (土曜日、日曜日、祝日も対応)
埼玉県新型コロナウイルス感染症 県民サポートセンター	電 話 0570-783-770 ファクス 048-830-4808	受付 24時間（毎日受付）

■埼玉県PCR検査等無料化事業に関するご案内

埼玉県では、健康上の理由（基礎疾患や副反応など）等により、新型コロナウイルス感染症のワクチンが接種できない無症状の方が、「ワクチン・検査パッケージ」等のために必要となる検査（PCR検査・抗原定性検査）を無料化します（ワクチン接種を受けられない12歳未満のお子様も対象となります）。詳細につきましては下記 URL（埼玉県外部特設ページ）をご覧ください。

URL <https://www.teletama.jp/pcrkensatoumuryou-saitama/>



埼玉県外部特設ページ

令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」で、子育て世帯の皆さんに、お子さんに1人当たり10万円（現金5万円＋クーポン券5万円）相当の「子育て世帯への臨時特別給付」が行われることとされています。

入間市では、「子育て世帯への臨時特別給付」の「5万円相当のクーポン給付分」についても、すべて現金で支給することとしました（5万円相当のクーポン券支給は実施しません）。

以下の条件両方を満たしている場合、児童1人につき**現金10万円を一括で支給します**。

①令和3年9月30日（基準日）時点で入間市に住民登録があり、平成15年4月2日から基準日までに生まれた児童を養育する父母等、または、基準日の翌日から令和4年3月31日までに出生した児童を養育する父母等

②家計の中心者（父母等のうち所得の高い方）の所得が児童手当の所得制限限度額内の方

児童手当所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	6,220,000円	8,330,000円
1人	6,600,000円	8,750,000円
2人	6,980,000円	9,170,000円
3人	7,360,000円	9,600,000円
4人	7,740,000円	10,020,000円
5人	8,120,000円	10,420,000円

※令和2年中の所得で審査を行います。

※扶養親族等の数は、税法上の人数です。5人を超える場合、1人につき38万円を加算した額となります。

◇原則として申請不要で給付金を受け取れる方（12月20日頃にお知らせハガキが届いた方）

① 令和3年9月分の児童手当（本則給付）を入間市から受給した方

② 令和3年9月以降に出生した児童を養育し、11月20日までに入間市で児童手当の手続きを行った方

※対象となる方には令和3年12月17日から順次、給付金のお知らせ（ハガキ）を郵送しています。

※同一世帯に高校生相当（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童がいる場合は、合わせて給付を予定しています（ハガキに記載）。

※新生児は、出生時期（児童手当の手続きの時期）によっては今回の給付には間に合わず、後日の給付となる場合があります。該当者には後日、別途お知らせをします。

振込先 児童手当の受給口座

振込日 令和3年12月24日を予定

○給付金の受給を拒否する場合

ハガキに記載された期日までに受給拒否の届出書（市公式ホームページからダウンロード）に必要な事項を記入し、本人確認書類（個人番号カード・運転免許証・パスポート等の写し）を添えて、提出する必要があります。期日以降には辞退できません。

○口座を変更・解約等されている方

振込先となる児童手当の受給口座の名義を変更したり、解約したりしている場合は、その旨の届出をする必要があります。なるべく早めに市役所こども支援課までお知らせください。

※詳しくは市公式ホームページをご覧ください。

◇対象年齢の児童がいるけれど、給付金のお知らせハガキが届いていない方

① 給付金を受け取るために申請が必要な方(1月中旬に別途お知らせします)

- ・養育しているのが高校生相当(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の年齢の児童のみの世帯
 - ・公務員が家計の中心者(令和3年9月分の児童手当(本則給付)を勤務先から受給している方)の世帯
- ⇒給付金の対象となる可能性のある世帯に、1月中旬に、制度の案内や申請書を郵送します。申請書を記入し必要書類を添えて、ご提出ください。1月下旬から支給を開始する予定です。

必要書類 本人確認書類(個人番号カード、運転免許証、パスポート等の写し)、振込先口座を確認できるもの(通帳、キャッシュカード等の写し)、その他(申請者および配偶者の令和3年度(令和2年分)所得の分かるものまたは令和3年9月分の児童手当(本則給付)を受給したことが分かるもの等、詳しくは郵送する案内をご覧ください)

※家計の中心者が単身赴任をしていたり、児童が就学のため親元を離れていたたりして、親子が別に暮らしている場合、市では、給付金の対象になるかどうかの判断ができません。そのため、対象者に案内通知が届かない場合があります。この場合、ご本人の判断で申請をしていただく必要がありますので、ご注意ください。詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。

② 令和3年9月以降に出生した児童を養育している方(入間市で児童手当の手続きを行ったのが11月21日以降の方)

- ⇒出生届の手続きの際、入間市で児童手当を受給するための手続きをされた方は、原則として給付金の手続きは不要です。後日改めて、給付金支給のお知らせが届きます。
- 勤務先から児童手当を受け取る方は、出生届の手続きで市役所に来庁された際に、併せて給付金の手続きをしていただく予定ですが、後日、申請をお願いする通知により対応いただく場合もあります。

③ 児童手当関係の必要な手続きを忘れている方

- ⇒入間市から児童手当(本則給付)の支給を受けている方であっても、現況届の提出など、必要な手続きをしておらず、9月分の児童手当の支給が止まっている方は、給付金の支給も合わせて止まってしまうます。まず、必要な児童手当の手続きをしてください。

④ 入間市から給付金が支給されない方

- ・家計の中心者の所得が、所得制限(左ページの表参照)を超えている方
- ⇒国の制度に基づき、給付金の支給対象とはなりません。
- ・10月1日以降に入間市に転入してきた方
- ⇒9月30日時点の居住地(住民登録地)からの給付金支給となります。

■よくあるご質問(Q & A)

Q. 令和3年10月1日転出予定日でしたが、9月30日に入間市に転入してきました。給付金は前の居住地と入間市どちらから支給されますか？

A. 基準日(令和3年9月30日)時点での居住地からの支給となるため、前の居住地からの支給となります。

※児童手当の切替時期は、転出予定日で取り扱っています。今回の場合、基準日時点では前の居住地にいると判断されます。

Q. 基準日(令和3年9月30日)以降に児童手当の受給者を変更した場合、給付金は変更前・変更後どちらの受給者に支給されますか？

A. 9月分の児童手当受給者を支給対象としているため、変更前の受給者に支給されます。

問い合わせ 地域保健課（健康福祉センター内 ☎ 2966-5556）

今までの紙の接種証明書に加え、12月20日（月）より電子媒体（スマートフォン）での接種証明書の発行が開始されました。

Q. デジタル化されると何が変わるの？

A. 専用アプリで新型コロナワクチン接種証明書（日本国内用、海外用）を取得すれば、いつでもスマートフォンで証明書を提示できるようになります。

Q. 何に使えるの？

A. 旅行、イベント、飲食店で事業者から求められた場合に使用いただけます。

Q. 申請に必要なものは？

A. ①マイナンバーカード ②マイナンバーカードの券面事項入力補助用暗証番号（4ケタ） ③パスポート（海外用を発行する場合） ④スマートフォン です。

※スマートフォンの規格は、以下のとおりです

- ・iOS 13.7 以上 もしくは Android OS 8.0 以上
- ・マイナンバーカードが読み取れる端末（NFC Type B 対応端末）

Q. 申請方法は？

A. スマートフォンにアプリをインストールし、アプリから申請を行います。また、スマートフォンでマイナンバーカードを読み取る必要があります。詳しい操作方は、デジタル庁のWEBサイトをご確認ください（アプリ内からもアクセス可能です）。

※特別な機器は必要ありません

Q. 必ず申請しなくてはならないの？

A. 必ずしも申請する必要はありません。接種の証明には、予防接種済証（1・2回目）、予防接種済証（3回目）、接種記録書、接種証明書（紙）、接種証明書（電子版）があります。必要な証明書の種類を事業者に確認してください。

新型コロナウイルスワクチン接種 クーポン券

※このクーポン券には事前予約が必要です。

新型コロナウイルスワクチンを受けられます。
費用負担はありません。

年齢等により接種いただける期間が異なります。
ご自身の接種の時期が来るまで、こちらのクーポン券は大切に持ちください。

※ご確認ください

- ・接種回数、入場料の負担等については、このクーポン券は表示できません。
- ・このクーポン券は、ご本人のみの使用となります。
- ・ワクチン接種には必ず接種券とクーポン券を両方ご持参ください。
- ・印刷の「新型コロナウイルスワクチン接種券の案内」を必ずお読みください。

接種券番号: 11112500000000000000

接種日時: 2023年 12月 20日 15時 00分

接種場所: 入間市立入間市民会館

接種を受ける方へ

- ・シールは必ずお持ちください。接種後にシールを貼付してください。
- ・お持ちの予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。

予防接種済証（1・2回目）
（入間市が発行する接種券に付属）

新型コロナウイルスワクチン接種 予防接種済証（臨時接種）

新型コロナウイルスワクチンを受けられます。
費用負担はありません。

接種を受けるときは、
この用紙と予防接種券を忘れずにお持ちください。

この書面は、あなたが3回目のワクチン接種をした事実を
証明する大事な書面ですので、大切に保管してください。

新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証（臨時接種）
Certificate of Vaccination for COVID-19

あなたの接種券番号: 01111111111

接種券番号: 01111111111

接種日時: 2023年 12月 20日 15時 00分

接種場所: 入間市立入間市民会館

接種を受ける方へ

- ・シールは必ずお持ちください。接種後にシールを貼付してください。
- ・お持ちの予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。

予防接種済証（3回目）
（入間市が発行する接種券に同封）

新型コロナワクチン接種記録書
Record of Vaccination for COVID-19

接種券番号: 01111111111

接種日時: 2023年 12月 20日 15時 00分

接種場所: 入間市立入間市民会館

接種を受ける方へ

- ・シールは必ずお持ちください。接種後にシールを貼付してください。
- ・お持ちの予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。

接種記録書
（医療従事者、職域接種の方）

広報いるまや SNS でも新型コロナウイルスに関する情報を発信しています。ご確認ください。

発行日 令和3年12月21日 発行 入間市 編集 危機管理課 新型コロナウイルス感染症対策担当
〒358-8511 入間市豊岡 1-16-1 ☎ 04-2964-1111